

令和3年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本学生支援機構(以下「本機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画(以下「本計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 本機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は229件、契約金額は98.8億円である。また、競争性のある契約は177件(77.3%)、78.3億円(79.3%)、競争性のない随意契約は52件(22.7%)、20.4億円(20.7%)となっている。

令和元年度と比較して、全体の契約件数・金額共に減少している。そのうち、競争入札等の件数が前年度比26.9%減少しているが、これは、第4期中期目標期間の初年となる前年度(令和元年度)に契約期間が複数年度に渡る契約を多く調達し、令和2年度は中期目標期間の2年目となり複数年契約の競争入札等が減少したことが主な要因となる。また、企画競争・公募の件数は前年度比48.6%減少しているが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、留学生の交流事業や派遣事業が中止又は延期となり、その委託に係る調達が減ったことが主な要因である。一方、競争性のない随意契約については、件数は前年度比33件(38.8%)減少し、金額は前年度比1.7億円(7.8%)の減少となった。これは、日本留学フェアや日本留学試験国外実施業務の委託に係る調達が減ったことが主な要因である。

また、新たに競争性のない随意契約を締結する場合において、監査部門に事前報告し、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることを徹底することにより、真にやむを得ない場合のみ随意契約とすることに努めた。

表1 令和2年度の本機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.9%) 216	(71.2%) 88.3	(69.0%) 158	(73.5%) 72.6	(△26.9%) △58	(△17.7%) △15.7
企画競争・公募	(10.9%) 37	(10.9%) 13.6	(8.3%) 19	(5.8%) 5.7	(△48.6%) △18	(△57.7%) △7.8
競争性のある契約(小計)	(74.9%) 253	(82.1%) 101.8	(77.3%) 177	(79.3%) 78.3	(△30.0%) △76	(△23.1%) △23.5
競争性のない随意契約	(25.1%) 85	(17.9%) 22.1	(22.7%) 52	(20.7%) 20.4	(△38.8%) △33	(△7.8%) △1.7
合計	(100%) 338	(100%) 124.0	(100%) 229	(100%) 98.8	(△32.2%) △109	(△20.3%) △25.2

(注1) 計数は、それぞれにおいて四捨五入している。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

- (2) 本機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は55件(31.1%)、契約金額は40.3億円(51.4%)である。

令和2年度においては、業務の性格から、機密性や特殊性が高いもの、発注ロットが非常

に大きいもの等、そもそも供給者が限られると考えられる契約（債権回収委託、東京国際交流館に係る各種役務、奨学金業務システムに係る各種役務等の複数年度契約）の調達がなかったことにより、令和元年度と比較して、その件数は 39 件、金額は 28.2 億円減少した。

表2 令和2年度の本機構の一事者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	159 (62.8%)	122 (68.9%)	△37 (△23.3%)
	金額	33.4 (32.8%)	38.1 (48.6%)	4.7 (14.0%)
1者以下	件数	94 (37.2%)	55 (31.1%)	△39 (△41.5%)
	金額	68.4 (67.2%)	40.3 (51.4%)	△28.2 (△41.2%)
合計	件数	253 (100%)	177 (100%)	△76 (△30.0%)
	金額	101.8 (100%)	78.3 (100%)	△23.5 (△23.1%)

(注1) 計数は、それぞれにおいて四捨五入している。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一事者応札・応募に関する調達について、それぞれの状況に即した調達の見直しに更に努めることとする。

(1) 一事者応札・応募となった原因の把握及び分析

一事者応札・応募となった契約については、入札資料は受領したが、入札に参加しなかった事業者に対してアンケートやヒアリングを実施し、原因の把握及び分析に努める。

【事業者への聴き取りの件数】

(2) 公告期間の見直し

前回契約において一事者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。

【公告期間の日数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結する場合は、監査部門に事前報告し、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けたうえで契約を締結することとする。

ただし、緊急を要する案件で事前報告による点検を受けられない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

① 不祥事発生を未然に防止するための取組

不適切な経理処理を防止するため、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、事業担当部署も含め、会計に携わる職員のスキルアップや意識の向上に努める。

また、マニュアル等の内容について逸脱が無いかが、以下の観点から、財務部においてチェックを行う。

(チェックの観点)

- ・ 法律や規程等の改正による手続きの変更。
- ・ 他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が本機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。
- ・ 各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。

② 不祥事発生時の対応と再発防止のための取組

万一、本機構の調達業務において不祥事が発生した際には、ただちに当該調達に係る調査委員会(調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成)を財務部において設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講じることとする。

4. 自己評価の実施

本計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の本計画の改定・策定等に反映させるものとする。

自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・実施した取組内容及びその効果
- ・目標の達成状況
- ・実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 財務部次長、財務部主計課長、財務部経理課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

本計画及び自己評価結果等については、本機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組を実施する場合には、本計画の改定を行うものとする。

以上